**みのりの王国芸西フェスタ出店規則**

**（目的）**

**第１条**　この規則は、高知県暴力団排除条例（平成２２年高知県条例第３６条）に基づき、みのりの王国芸西フェスタにおいて、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力を利することを防止し、もって社会環境の維持とみのりの王国芸西フェスタの健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

**（露店の申請）**

**第2条**露店の出店をしようとする者（以下「出店責任者」という。）は、あらかじめ出店責任者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品、暴力団との関係の有無その他の必要事項が規定された出店申込書（様式第1号）及び出店責任者、従業者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するための必要事項が記載された誓約書（様式第2号）を併せて芸西フェスタ実行委員会に提出し、出店許可証（様式第3号）の発布を受けなければならない。

２　出店責任者は、芸西フェスタ実行委員会に提出した出店申込書及び誓約書の各写しを安芸警察署に提出しなければならない。

３　出店申込書には、本人の確認を行うために、運転免許証等の公的な身分証明書を添付しなければならない。

４　同条第1項、2項の申請は、みのりの王国芸西フェスタ当日の3週間前までに行なわれなければならない。

５　当該イベントに出店する露店は、原則として事前に出店許可の発布を受けたものに限り、出店を許可するものとする。

６　出店責任者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を従業者として使用するときは、遅滞なく、当該従業者の氏名、住所、生年月日等を芸西フェスタ実行委員会に届け出なければならない。

**（露店商組合への依頼等）**

**第3条**　芸西フェスタ実行委員会は、露店商組合に出店露店、出店申込書及び誓約書の取りまとめを依頼する場合は、当該露店商組合に対して依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

２　前項の露店商組合は、取りまとめた出店申込書及び誓約書を芸西フェスタ実行委員会に提出し、出店の許可を得なければならない。

３　第1項の露店商組合は、芸西フェスタ実行委員会に提出した出店申込書及び誓約書の各写しを安芸警察署に提出しなければならない。

**（関係機関への意見調取）**

1. 芸西フェスタ実行委員会は、出店責任者、従業者やその他関係者と暴力団等との関係等を調査するため必要な限度において、出店申込書や誓約書を関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

**（拒否）**

**第5条**　芸西フェスタ実行委員会は、出店責任者、従業員その他の関係者が次の各号（以下暴力団等反社会的勢力という。）の一に該当する場合において、露店の出店を許可せず、又は出店の許可を取り消すことができる。

(1) 高知県暴力団排除条例第２４条に規定する暴力団員等

(2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 所属する法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めにある者を含む)の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(4)　公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行うなど、社会通念上不適切と認められるもの。

(5)　みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他財産上の利益の供与を行う等、暴力団員にとって利益となる行為を行うと認められる場合。

**(許可の解除)**

**第６条**　芸西フェスタ実行委員会は、出店の許可を得た出店責任者、従業員その他の関係者が、次の各号の一に該当する場合、催告をすることなく出店の許可を取り消し、露店を撤去させることができる。

（１）　暴力団等反社会的勢力であると判明した場合

1. 出店申込に際し、名義貸し、虚偽の記載その他不正な方法による、出店等虚偽の申請で許可を得たことが判明した場合

（３）　許可を得た者と現に出店（従業）している者が、異なることが判明した場合

（４）　みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他財産上の利益の供与を行う等、暴力団にとって利益となる行為をおこなった場合

（６）　露店の営業中に粗暴、卑猥な言動をする等お客様に迷惑をかける行為を行った場合

（７）　半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合

（８）　芸西フェスタ実行委員会等イベント関係者の指示に従わない場合

**（出店許可証の提示）**

**第７条**　出店責任者は、芸西フェスタ実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部から確認することが可能なわかり易い場所に掲示して、営業を行わなければならない。

２　出店責任者、従業員その他の関係者は、申請時又は出店時に芸西フェスタ実行委員会等イベント関係者又は警察官から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

・この規則は、平成24年8月20日より施行する。